

信州地域クラブ活動相談窓口設置要項

長野県教育委員会事務局 保健厚生課

1 事業目的

部活動の地域展開を円滑に進め、持続可能で質の高い地域クラブ活動を構築するため、生徒・保護者、教職員、指導者、地域団体等の関係者からの地域クラブ活動における指導・人権・運営等に関する問題や不安等の相談について、適切かつ迅速に対応するため、ワンストップ受付窓口を構築する。

2 現状と課題

- ・地域クラブ活動は、学校部活動の地域展開に伴い、学校管理下を離れて活動することになるため、関係者の連携による組織運営、指導体制の充実が求められる。その中で、これまでとは異なる状況での暴力・暴言、ハラスメント（人権侵害）等の防止と対応が求められる。
- ・現在の地域クラブ活動における暴力・人権侵害等に関する相談体制は、スポーツ統括団体による相談窓口、国や県、民間等が設置する人権擁護・法律相談窓口、地域クラブ活動の運営主体となる自治体や教育委員会の相談窓口等が考えられる。
- ・その中で、保護者や生徒は、「学校」「自治体」「地域クラブ運営団体」「競技団体」等の中で、どこに相談すれば最も適切に対応してもらえるかが分かりにくい。
- ・地域クラブの運営形態は自治体、NPO、民間、任意団体など多岐にわたるため、個々の運営団体における処分権限や介入の難しさが生じると想定されている。
- ・スポーツ基本法（令和7年度改正後）においては、暴力等の防止について、国及び地方公共団体は必要な措置を講じなければならないと定められている。

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業内容

地域クラブ活動における運営・指導・人権等に関する問題や要望等に関する専門相談窓口（電話、メール）を設置し、担当者を配置する。

【相談窓口担当者】 保健厚生課学校体育係（担当：三ツ木）

【相談方法】 電話やメールによる受付 電話：026-235-7448

メール：club-support@pref.nagano.lg.jp

【対象者】 地域クラブ運営団体・指導者・保護者・生徒

【機能】 相談対応及び相談内容に応じて適切な機関へつなげることを主とする

【支援体制（例：人権にかかわる場合）】

- （１）県相談窓口では、まず一時的に相談を受け付け、関係機関と連携を図る。
- （２）事案に応じて教育事務所とも連携を図りながら、支援体制を構築。
- （３）地域クラブ活動に関する認定制度に基づく認定クラブに対する指導助言については、市町村が責任を持って対応。
- （４）特にいじめに関する事案については、市町村・学校・地域クラブが連携して対応することが重要。部活動の地域展開がめざす意義をもとに、県も連携しながら、適切な対応を行う。

*未認定クラブに関する相談についても、市町村と連携して適切な専門機関や相談窓口につなぐことで、相談者の不安や課題解決に向けた支援につなげていく。

【県・市町村・運営団体等の役割】

	役 割
県	相談受付、市町村との連絡調整、適切な専門機関との連携
市町村	認定クラブに対する調査・改善指導、 学校等、関係機関との連携
競技団体	運営団体と連携して対応
運営団体	市町村と連携して対応
学校	市町村と連携して対応

4 事業の告知

- （１）部活動地域展開担当者会議・コーディネーター会議等での告知
- （２）県ホームページ及び地域展開ポータルサイトへの掲載
- （３）各市町村担当から地域クラブ関係者への周知
- （４）学校を通じて生徒・保護者へのチラシの配布